

# 電気工事士免状に関する交付 手数料等の一部改正について

消費税等の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令並びに京都府手数料徴収条例及び同施行規則の一部改正が行われ、第一種電気工事士及び第二種電気工事士免状等に関する交付手数料について、令和元年10月1日から以下のとおり変更します。

(令和元年9月30日までに免状交付申請をされる場合〔御郵送の場合は、9月30日までの消印があるもの〕は、改正前の額となります。)

## 【電気工事士免状交付手数料等改正額一覧】

	改正前 (令和元年9月30日まで)	改正後 (令和元年10月1日から)
第一種電気工事士 免状交付	5,900円	6,000円
第二種電気工事士 免状交付	5,200円	5,300円
免状再交付	2,600円	2,700円
免状書換	2,000円	2,100円

詳しくは、京都府 危機管理部 防災消防企画課 産業保安担当  
(電話：075-414-4470) 迄お問い合わせください。